

「一般事業主行動計画」 (第2回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成28年1月11日 ~ 平成33年1月10日までの 5 年間

2、内容

- ① 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
- ② 男性の子育て目的の休暇の取得促進
- ③ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- ④ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知